

令和 3 年 4 月 1 日

貸切バス事業者 代表者 殿

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター 理事長

令和 3 年度 負担金について

平素は、関東貸切バス適正化センター業務に格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年度適正化事業にかかる負担金の額及び徴収方法については、3 月 30 日に関東運輸局長の認可を頂いたところです。

皆様には新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい経営環境が続いていることと存じますが、令和 3 年度の負担金の額につきましては、当センターの適正化事業を運営していくうえで必要となる経費に基づいて算出したものです。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、運送収入の大幅な減収により令和 3 年度の負担金を一時に納付することができない場合には、事業者の皆様の置かれた状況に配慮し、令和 2 年度同様に柔軟に対応することとしておりますので、当センターへご相談ください。

令和3年度
負担金の額及び徴収方法

公益財団法人関東貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1両あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・12,750円
- ② 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・83,710円

※なお、上記負担金の消費税については、課税対象外となっています（不課税扱い）

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

令和3年2月1日現在の管轄区域内に存する貸切バス車両数及び営業所数をもって、1カ年分の負担金の額を算出し、認可後、速やかに請求致します。

なお、令和3年4月1日現在において、以下に掲げる団体の会員である営業所及び当該営業所に属する貸切バス車両については、負担金の算出及び請求の対象から除外します。（下記の団体が当センターより適正化事業にかかる業務の一部を受託し、会員事業者への巡回指導を実施するため。）

<団体>

- ・一般社団法人東京バス協会
- ・一般社団法人神奈川県バス協会
- ・一般社団法人千葉県バス協会
- ・一般社団法人埼玉県バス協会
- ・一般社団法人茨城県バス協会
- ・一般社団法人群馬県バス協会
- ・一般社団法人栃木県バス協会
- ・一般社団法人山梨県バス協会

(2) 負担金の納付

上記(1)により算出した1カ年分の負担金を一括納付していただきます。

なお、分割納付を希望する場合は、1カ年分の負担金を半年ごとに分割して納付することができます。

(3) 負担金の精算

年度途中に新規許可を受けた事業者等に係る負担金の精算の取扱いは以下のとおりです。なお、精算により生じた10円以下の端数は10円単位に切り上げます。

① 新規許可

年度途中に新規許可を受けた事業者については、許可を受けた日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を請求します。

② 事業廃止、許可の取消し

年度途中に事業を廃止した事業者又は許可の取消処分を受けた事業者については、許可取消処分の日又は事業を廃止した日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算します。

③ 事業の休止又は再開

年度途中に事業を休止又は再開した事業者については、事業の休止又は再開をした日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算します。

④ 事業の譲渡及び譲受

年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算を要しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

⑤ 事業の分割、合併及び相続

年度途中に事業の分割、合併及び相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから、負担金に係る精算を要しません。

⑥ 事業計画の変更

年度途中に適正化機関の管轄区域内に営業所を有していない事業者が営業区域の拡大に伴い当該適正化機関の管轄区域内に新たに営業所を有することとなった場合（適正化機関の管轄区域内に初めて営業所を設置することとなった場合に限る。）については、当該認可の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を請求します。

また、年度途中に適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該適正化機関の管轄区域内に営業所が存在しないこととなった場合については、当該営業所の廃止の認可の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算します。

⑦ ⑥以外の事業計画の変更

年度途中に上記⑥以外の事業計画の変更（同一区域内における営業所の新設及び廃止、事業用自動車の数の変更等）を行った事業者については、当該変更に係る負担金の精算は行いません。

（４）納付期限

請求書に記載のとおりとします。

（５）延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

令和3年度
負担金の額の算出基礎

公益財団法人関東貸切バス適正化センター

1. 負担金の徴収の対象

- (1) 令和3年2月1日現在において、管轄区域内に存する貸切バス車両数及び営業所数の内、「令和3年度負担金の額及び徴収方法「2.(1)」」に掲げる団体の会員である営業所及び当該営業所に属する貸切バス車両については、負担金を徴収する対象から除外している。

以下、対象となる貸切バス車両数及び営業所数の一覧

	東京	神奈川	千葉	埼玉	茨城	群馬	栃木	山梨	合計
営業所	278	35	154	105	74	18	35	25	724
車両	1,951	198	1,139	617	405	97	219	127	4,753

2. 負担金の単価の算出方法

「一般貸切旅客自動車運送適正化機関が徴収する負担金の取扱いについて」(平成29年6月13日関自旅一第332号・関自監旅第74号)に従い、通達中「1.(1)ウ」に基づき「営業所数及び車両数を併用した数」による算出方法を採用し、各単価を算出するに際しての按分割合については、

- 適正化事業(巡回指導業務)は営業所単位で行うものであること
- 1営業所における車両数の多寡により調査時間に差が出ること

という2つの要素があることを踏まえ、1:1ずつとしている。

以上により、各単価については以下のとおりとなる。

- ① 営業所の単価 = 令和3年度の事業経費 121,201,500 円 ÷ 2 ÷ 724 = 83,710 円
② 車両毎の単価 = 令和3年度の事業経費 121,201,500 円 ÷ 2 ÷ 4,753 = 12,750 円

※事業経費は、令和3年度の経常費用から寄附金、雑収入及び剰余金の一部を減じて算出している。

※10円以下の端数は10円単位に切り上げ

【参考】

[昨年度(令和2年2月1日現在)の貸切バス車両数及び営業所数一覧]

	東京	神奈川	千葉	埼玉	茨城	群馬	栃木	山梨	合計
営業所	290	33	171	115	84	21	36	24	774
車両	2,092	188	1,318	690	483	106	251	126	5,254